

第 32 回人権・同和問題啓発講演会
(令和元年 9 月 26 日午後 1 時～ 5 時 30 分)

ダイバーシティ・マイノリティの尊重について

講演 I

対話こそ共生社会を開くカギ～障害者差別解消法施行から 3 年に考える

おおごだ法律事務所 弁護士
大胡田 誠 氏

対話こそ共生社会を開くカギ
～障害者差別解消法施行から3年に考える

おおごだ法律事務所 弁護士

大胡田 誠 氏

はじめに

私の「大胡田」という苗字は、わりと珍しい苗字なので、なかなか耳で聞いて分かりにくいようである。多くの場合、「大胡田です」と言うと、まずは「あ、大だこさんですか」なんて言われる。「たこ焼き屋じゃないんだけどな」と思ったりする。また電話で「弁護士の大胡田です」と言うと、「大ぼら弁護士」なんて言われてしまうこともある。「大ぼら弁護士」というと、なんだか悪徳弁護士のような気もするが、正しくは大小の「大」に、「湖」のさんずいを取ったかたち、胡麻の「胡」という字、そして田んぼの「田」、これで「おおごだ」と読む。今日は、「大ぼら」ではない本音トークでお話させていただこうと思っている。

まず少しだけ自己紹介をしたい。弁護士と一言で申しても様々な得意分野を持っている弁護士がいる。例えば、テレビドラマによく登場する弁護士は、刑事裁判、刑事事件を取り扱っている。殺人事件や傷害事件を起こしてしまった犯人、あるいは犯人だと疑われている方、そんな方の弁護をしている。ドラマに登場する裁判所のシーンの中に、弁護士が裁判官に向かって「異議あり」と言う場面がある。そのような仕事もやっている。

ドラマと言えば、以前、私が書いた本『全盲の僕が弁護士になった理由』が2014年にドラマになったことがある。この本の内容自体は私の生い立ちなどをまとめたものなので、サスペンスの要素は全くないのだが、ドラマ化したら、なぜか2時間ものサスペンスになっていた。ドラマというのは、いろいろなことが起こる。このドラマの内容は、ある殺人事件が起こって、その殺人事件の真犯人を全盲の弁護士が突き止めていくというストーリーだった。そして、全盲の弁護士の役をイケメン俳優の松坂桃李さんが熱演してくださった。日本の俳優が視覚障害者を演じる際、たいていの場合はサングラスをかけたり、目をじっと閉じることにより目が見えないことを表現することが多いようである。しかし、松坂さんの場合は、私をモデルにしたということもあって、サングラスもかけず、そして目も閉じずに開けたままの状態、目が見えていないという難しい演技に挑戦された。ドラマを見た方の情報によると、彼は本当に目が見えていないのではないかと思うようなリアルな演技だったようである。目が見えている方というのは、何か動くものがあると自然と視線が動いているものの方向に向いてしまうということがあるようだが、松坂さんの場

合は、あえて視線を動かさないという演技に挑戦された。彼の演技を可能にした理由は、やはりストイックな役作りだったのである。撮影が始まる少し前には、私の家に泊まりに来てくれた。実際に私の動作を、小さなビデオカメラで撮影して帰られたので、おそらくその動画を何度も見直して役作りをされたのだろう。それにしてもイケメン俳優が家に泊まるというのはなかなか貴重な経験だった。彼は飲食業界のアルバイトが長かったようで、非常に気が利く方だった。カレーを一緒に食べたのだが、「福神漬けを乗せましょうか」「お皿を片づけましょうか」と言ってくれて、とても優しい青年だった。夜は、普段私が寝ている狭いベッドで一晩お休みになった。彼は身長が180cmぐらいあるので、とても狭かったのではないかと思う。もちろん一緒には寝ていないので、そのあたりはご安心いただいでいい。翌朝、なんだかそのベッドは少しいい匂いがした。「イケメン俳優は匂いもいいのだな」ということも分かったわけである。それはさておき、匂いと言えば、このドラマの中で、全盲の弁護士が視覚以外の様々な感覚で事件を解決するということを表現するために、全盲の弁護士がある女性の香水の匂いを嗅いで、浮気を見破るというシーンがあった。ただこれはフィクションであり、私自身は誰かの香水の匂いを嗅いで浮気を見破った経験はまだない。だが、テレビの影響力は非常に大きく、このドラマが放送されてからしばらくは、私は行くところ行くところで、「ちょっと匂いを嗅いでみて」と言われたのである。私自身は、まだ誰かの香水の匂いで浮気を見破った経験はないので、今日ご参加の皆さんは、匂いは嗅がせないでいただきたいと思うわけである。

そんな刑事裁判を多く取り扱っている弁護士がいる一方、大きな企業の顧問弁護士もいる。毎日、何千万、何億円という単位での大きな取引のお手伝いや、契約の締結を行ったりする。おそらく皆さんがよく接する弁護士というのは、顧問弁護士が多いのではないだろうか。そのほかに、テレビのワイドショーのコメンテーターになったり、「行列のできる法律相談所」といった番組に出演して、お茶の間の人気者になったりする弁護士もいる。このように、テレビに出演している弁護士のことを業界的には、若干のやっかみも込めて、「タレ弁」と呼んでいる。「タレ弁」は、「タレント弁護士」の略である。

普段、私は市民の皆さんの法律的なトラブルを取り扱っている。俗に「町弁」という。おそらくこれは町医者から来ている言葉だろう。町医者というと街角に小さな病院を作って、市民の皆さんが病気になったり、ケガをしたときに駆け込んでいくお医者さんのことを指すが、私はその弁護士版ということができないのではないかと思う。日々、私が取り扱っているのは、離婚や相続といった家族間・親族間のトラブルや借金の問題、交通事故というような、「身近だけれども、その事件の当事者にとっては人生を大きく左右するようなトラブル」が多い。あとは、私自身が全盲の障害を持っているので、障害や難病といった困難を抱えた方からのご相談も比較的たくさん受けているほうかと思う。

では、全盲の私がどうやって弁護士の仕事をしているのか。目の見える弁護士と違う工夫が、私には二つある。一つは、視覚障害者のために作られた様々な便利な道具を使うということ、もう一つは、目の見える仲間とうまく連携して仕事をするることである。一つ目の工夫である「便利な道具」にはどのようなものがあるか。例えば、筆箱ぐらいの大きさの箱の形をしたものがある。これは何かというと、点字でメモを取ることができる電子手帳のような道具である。この中には、文庫本一冊分程度の点字のデータが入っている。したがって、裁判の資料や日々のスケジュールなどをこの機械に入れて持ち歩いている。あとは、スマートフォン、iPhone である。iPhone は表面がつるつるで、ボタンがどこにあるのか手で触ってもわからない。だが、画面の文字を声で読み上げるボイスオーバーという機能が搭載されている。例えばメールの文章やインターネットの画面なども読み上げさせることができる。この iPhone を使うと、皆さんとメールのやり取りができたり、インターネットで様々な情報を調べることができる。私が身につけている腕時計も少し変わっている。この時計はアナログ式の時計だが、時計の表面をなぞっていくと、針のあるところで振動して教えてくれる。その他に筆箱ぐらいの大きさの道具で、物の色を声で教えてくれる機械がある。

現在、様々な便利な道具が作られてきたので、視覚障害者には今までできなかったことが IT のおかげでいろいろとできるようになった。しかし、道具が作られたとしても、やはり人の手助けが重要である。私にも、目の見える秘書が一人いる。この秘書が私の目の代わりとなって様々な情報を声で教えてくれる。例えば裁判の証拠写真などは自分の目で見ることができないので、秘書に見てもらわなければならない。誰かが誰かを殴っている証拠写真があったとすると、写真を見てもらって、私の体で写真に写っている人物の格好を再現してもらおう。「左手で相手の顔面あたりを殴っていますよ」などといって、私の体を使って写真の人物の動作を再現してもらおうのである。これによって、写真を見ることはできなくても、写真にどんな人物がどんな動作で写っているのかということを確認することができる。その他にも秘書にはいろいろな仕事をしてもらっている。このように様々な便利な道具をうまく使ったり、目の見える仲間とうまく連携して仕事をすることで、全盲の私も何とか弁護士の仕事が務まっている。

ところで、私には子供が二人いる。8歳のころという女の子と、7歳のひびきという男の子がいる。彼らは目が見えている。しかし、妻も全盲の障害を持っている。したがってわが家は目の見えないお父さんとお母さんが目の見える子供たち二人を育てている。そんな家庭である。妻は、家事も育児も本当に頑張ってくれているが、我々は両方とも目が見えないので、ときどき面白いことが起こったりする。先日、私が仕事から帰ると、妻が豚肉の炒め物を作って待っていてくれた。食べてみると、甘いような辛いようなしょっぱ

いような不思議な味がした。聞いてみると、妻は、豚キムチ炒めを作ろうと思ったらしいのだが、わが家の冷蔵庫には手触りが似たような瓶が2本並んでいたそうである。一本にはキムチが入っており、もう一本にはブルーベリージャムが入っていたらしい。慌てていたのか豚肉を炒めて、冷蔵庫から瓶をパッと取り出して、フライパンに開けたところ、それはなんとブルーベリージャムだったらしい。よせばいいのに、そこにさらにキムチも投入したわけである。出来上がったものは、豚肉のブルーベリージャムキムチ炒め、のようなものが出来上がった。あまりおいしいものではなかったが、「おいしくない」なんて言うと、これから何が起こるかわからない。「肉をコーラで煮ると柔らかくなるって言うしね」と言いながら、何とか食べた。そのようなわが家の状況を二人で本にまとめてみた。中央公論新社から出ている『決断。全盲のふたりが、家族をつくる時』という本である。

第1 障害者差別解消法制定の背景

1 日本で障害者の置かれた状況

現在、日本に障害者はいったい何人ぐらいいるのか考えたことはあるだろうか。あまりそんなことを考えた人はいないと思うが、内閣府が発表している障害者白書によると、日本には身体障害者（目が見えない、足が不自由、耳が不自由）は436万人、知的障害者は108万2千人、そして、精神障害者は392万4千人となっている。単純にこれら三つを合計すると、936万6千人、およそ1千万人近くいることになる。日本の総人口（約1億2千万人）の8%程度（およそ12人～13人に1人）は障害者だということになる。

比較するために、日本で多い苗字を調べてみた。毎年、明治安田生命が統計調査をしている。日本で一番多い苗字は何だと思うか。実は、「佐藤」である。日本中には佐藤さんが約200万人いるそうである。2番目は、順当に「鈴木」である。3番目は、意外だが「高橋」で、約150万人いるそうである。4番目は、「田中」で、約150万人いるらしい。日本には、「佐藤」、「鈴木」はそれぞれ約200万人いて、「高橋」、「田中」は約150万人ずついるということである。単純にこれらを合計すると700万人になる。先ほど日本の障害者は936万人というお話をした。ということは、日本の障害者というのは、日本中の「佐藤」、「鈴木」、「高橋」、「田中」をすべて合計した数よりもかなり多いということがわかる。これは意外な印象を受けるのではないかと思う。人が何人か集まったりすると、佐藤さん、鈴木さんが混じっていることは多く、友達にも佐藤さん、鈴木さんがいるという方は多いと思う。だが、「何人か集まると障害者がいる」という実感を持っている人はあまりいない。友達に障害者がいるという人もそれほど多くはないのではないか。

街中を見回してみても、例えば、駅やお店、銀行や病院を見回してみても、そんなに多くの障害者がいると思うだろうか。いないと感じている人が多いような気がする。これは

なぜなのだろうか。様々な理由はあるかと思うが、私が思うに、日本の社会の中には障害者が健常者と同じように社会に参加して活躍することを阻んでいる様々なバリアが残っているからではないだろうか。そのバリアは、建物や交通機関の物理的なバリアや、健常者の心の中にある心のバリアということもあるだろう。こういった様々なバリアに阻まれて、障害者が社会の中で活躍できていない。その結果、「本当はたくさんいるはずなのにあまり見かけない障害者」という違和感につながっているのではないかと考えている。

話は変わるが、私はいろいろな趣味を持っている。マラソンをしたり、ギターを弾いたりすることが好きだ。中でも一番好きなことは海外旅行である。これまでに、アメリカ、ヨーロッパ、アジア、アフリカなど12ヶ国を旅行した。海外旅行をすると、その国の面白い文化に触れるきっかけ、そして、美味しいものが食べられるきっかけになるとともに、日本のことをよく考えるきっかけにもなる。海外を旅していて、日本のどんなことを考えるかという、まずは日本の都市部、特に東京や大阪などの大都市圏の物理的なバリア、主に建物や交通機関のバリアフリーは、実は世界的に見てもトップレベルに進んでいるのだと感じる。海外の古い町並みを旅行していると、段差が至る所にあったり、歩道がデコボコだったり、穴が開いていたりする。日本ではよく見かける点字ブロックや音が鳴る音響式の信号機といった設備をほとんど見かけることがない。アメリカの西海岸を旅行したときに、サンフランシスコで音響式の信号機を見たことがあるが、そのほかではあまり見たことがない。障害者を考慮した設備がない町で生活していると、障害者にとってとても住みにくいのではないかと思うこともある。

一方で、特に欧米を旅行していると驚くことが、その国の市民の皆さんの心のバリアの低さなのである。以前、私はグアムを旅行したことがある。せっかくグアムに行ったので、日本ではなかなかできないことをやってみようと思い、スカイダイビングに挑戦した。スカイダイビングは、パラシュートを背負って、飛行機から飛び降りる危ないスポーツである。実は日本でこのスカイダイビングをやってみたいと思い調べたことがあったが、当時、日本では、全盲の視覚障害があるということを告げると、「安全が保障できないから」と言われ断られてしまった。だが、グアムはアメリカである。アメリカという国は大変分かりやすい国である。障害者でもお金さえ払えばお客さまだというわけである。もちろん、特に障害者用の高い料金ではなく、皆さんと同じ料金400ドルを払って私もスカイダイビングを楽しむことができた。何かこの経験は、「アメリカでは障害者も危険なスポーツを楽しむ理由があるのだ」と、そんなことを思った経験だった。

またドイツを旅行したときには、心のバリアの低さを感じるこんな出来事があった。ハンブルグという町のホテルに泊まり、部屋の中を手探りで探検していたときだった。すると、バスルームにボトルが3本並んでいた。おそらくシャンプーやリンスのボトルだろう

という見当はついてはいたが、すべて手触りが同じで区別ができなかったのである。そこで困ってフロントに電話をすると、すぐに係の方が来てくれた。「お客さん、シャンプーには輪ゴムを付けました」「リンスにはシールを貼りました」「ボディーシャンプーにはクリップを付けました」と言って、私の手に触らせてくれた。ほんの些細な手伝い、気遣いではあるが、このような手伝いや気遣いが気持ち良く自然にできる。これが何かドイツの心のバリアの低さなのだと感じた経験だった。

先ほど、日本では、建物や交通機関のバリアフリーは世界的に見てもトップレベルに進んでいるという話をした。もちろん完全ではない。十分ではないと思うこともある。しかし、かなり頑張っていると言っていいだろう。だが、日本で生活していると、この「心のバリア」というものにとまどき悩まされてしまうことがある。私の妻は盲導犬を使って生活をしているので、私が妻と二人で外出するときには、一匹の盲導犬に妻と私の二人が誘導されて歩くということになる。あるとき、冬の寒い時期だったが、二人で外出をして、帰りに温かいコーヒーを飲んでいこうとなった。近くにあった某外資系コーヒーチェーンのSボックスコーヒー（伏字になっていないが）に入ろうと思ったら、店員さんが出てきて、「お客さん、犬は入れませんよ」と言うのである。私も少し頭にきて、「これは盲導犬なので、ご迷惑にはならないから入れてください」と言ったのだが、どうしても入れてくれなかった。寒い冬の時期だったにも関わらず、お店の外にあるテラス席でコーヒーを飲まなければならなかった。暖かいコーヒーを飲みに行ったはずが苦い涙を飲まされてしまったという経験だった。この当時は非常に辛かった。皆さんもおそらく、差別された経験をお持ちの方は多くはないと思うが、一回そういう経験をしてみるといいと思う。みんなが入れるお店に自分たちだけ差別され、お店に入れてくれないというのは、本当に辛い。もう何か自分をすべて否定されたような、震えてしまうような、そんな思いがする体験だった。

このように日本で生活していると、心のバリアに困ってしまうことが少なくはない気がする。2016年4月1日に施行された障害者差別解消法によって、日本の社会の中にある心のバリアが低くなってほしい、そして、心のバリアをなくしていかなければいけないというきっかけになることが私の願いである。

2 「障害」のとらえ方の転換

「障害」というものは何か。従来、障害というのは、心や体の機能障害、機能の欠陥であると言われてきた。例えば、視力が低い、あるいは、足が動かないということが障害と認識されていた。これを俗に「障害の医学モデル」と呼んだりしている。この障害の医学モデルからすると、障害というのは個人の問題なので、その個人の訓練やリハビリによっ

て、克服すべきものと考えられていた。だが、この考え方が1990年代からがらりと変わった。実は、1990年ごろに発表された一つの論文が契機となっていると言われている。それは、マイケル・オリバーの『障害の政治』という論文である。彼自身、車いすで生活している社会学者である。障害というのは、その人の心や体の機能の障害、機能の欠陥なのではない。そもそも社会には、障害者をはじめとする多様な特徴を持った存在が生活している。しかし、社会の側が多様な特徴に対応して作られていない。こういった社会の側の不備、この不備こそが障害なのだという考え方が主流になってくる。そして、この考え方を「障害の社会モデル」と呼んでいる。この障害の社会モデルからすると、「欠陥があるのは社会の側なのであるから、社会の側が変わることによって障害をなくしていくべきだ」という考え方に結びついてくる。この考え方が一番分かりやすく表れたものが「合理的な配慮」である。合理的な配慮は、「社会の側が障害者に対して配慮を行う義務がある」という考え方である。現代の考え方は、この障害の社会モデルに基づいている。不備をなくしていくために障害者の側ではなく、社会の側が配慮すべきであり、そしてそれが責任であるという考えに結びつく。

3 国際的な動向

(1) 障害者権利条約

このような障害の社会モデルに立脚して作られた国際条約が障害者権利条約である。2006年12月に第61回国連総会において全会一致で採択された条約である。日本も2014年1月20日に批准し、141番目の締約国となった。この条約の第1条に目的が掲げられている。「この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することが目的とする」とされている。要するに、「障害者にも人権があり、自由でかけがえのない個人として尊重されなければいけない」ということが目的だとされている。弁護士からすると、「なんて当たり前のことを今さら言っているのか」という気もする。人権というのは、「人間が人間である」というただそれだけの理由で、すべての人に等しく認められた権利である。それが人権である。障害者も人間である以上、人権があるのは当たり前である。人権がある人間であるならば、自由でかけがえのない存在であることも当たり前のはずなのである。だが、あえて21世紀の今、国際条約の第1条でこれを謳わなければいけないというのは、裏を返すと、まだ世界の中で、障害者が人権を持った自由でかけがえのない存在だと尊重されていないのではないか。それが表れているのかもしれない。

そして、この国際条約の中で、何度も繰り返されている特定のフレーズがある。この条約は全部で33条ある。この33条しかない条約の中で40回以上繰り返される特定のフレー

ズがある。それは「他の者との平等を基礎にして（「on the equal basis with others」）」というフレーズである。私は、この何度も繰り返されるフレーズを読んでいると、この条約は世界中の障害者の叫びや涙が集まってできた条約なのだということを感じる。「自分も同じ人間なのに、みんなと平等に扱ってもらえない」、「何とかしてみんなと同じ扱いをしてほしい」というそんな願いが込められているのがこの障害者権利条約なのだということを感じ、このフレーズから感じる。そして、この「他の者との平等を基礎にして」ということからわかるように、この国際条約の一番の中心は、「障害者に対するあらゆる差別を禁止する」ということだと思う。

（２）権利条約に定められた差別の禁止

では、障害者に対する差別とは何か。一般的に障害者に対する差別は、現在４つあると言われている。一つは、障害を理由に区別や排除、制限をする「直接差別」である。例えば「障害者は受験させない」と言って、障害を直接の理由とする差別をいう。二つ目は、「間接差別」である。これは障害を直接の理由にはせず、一見中立そうな基準を設けた後、その基準を適用した結果、障害者が区別されたり排除されたりする差別である。例えば、受験の条件として「普通の文字が読めること」あるいは、「口頭で会話ができること」などを条件とする。その結果として、聴覚障害者や視覚障害者の方は受験できなくなる。三つ目は、「関連差別」である。関連差別というのは、障害に密接に関連する事項に着目して、区別したり排除したりすることを指す。例えば、盲導犬や車いすの利用者に対し、店員が「盲導犬を使って入店することはできません。」「車いすを使ってお店に来ることはやめてください。」と行って差別する行為、その行為を関連差別という。そして、最後に四つ目が「合理的な配慮を行わないこと」である。「合理的な配慮」は、障害者が健常者と平等に社会に参加するために、必要となる手助けや設備の改良、ルールの変更を行うことを指す。この配慮を行わないことも差別だとされている。これは非常に大きな意味がある。従来、差別というのは、「障害者お断り」というような積極的な作為が差別だったわけである。現在、この権利条約の中には、適切な配慮を行わないこと、これ自身も差別であるという考え方が含まれている。

第２ 障害者差別解消法と「基本方針」のポイント

障害者権利条約を国内で批准するために設けられた法律が「障害者差別解消法」という法律である。

1 みんな違ってみんないい！

この障害者差別解消法の第1条には目的が書かれている。目的は、「障害を理由とする差別の解消を推進することによって、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に資する」とされている。なかなか良い文章だと思う。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う、そんな社会が実現したら本当に素晴らしいと私も思う。

この第1条を読んでいると、私は金子みすゞさんの有名な詩を思い出す。「鈴と、小鳥と、それから私、みんなちがって、みんないい」という詩があるが、この法律が目指しているのも、まさにこの「みんなちがって、みんないい」、むしろみんな違うからこそいい。そんな社会なのではないかと思う。

では、みんな違ってみんないいという社会をどのように実現するか。障害者差別解消法の中には、二つの柱が示されている。1本目は、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、2本目は、社会の側の合理的な配慮の提供義務である。

2 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止

まずは1本目の「不当な差別的取扱いの禁止」を見ていきたい。行政機関や民間事業者は、「障害者を障害のない人と不当に差別して取り扱ってはいけない」となっている。だが、この不当な差別というのは、抽象的でよく分かりにくい。そこで政府が作っている「基本方針」というガイドラインがある。この基本方針によると、ここでいう「不当な差別」というのは、障害を理由として、正当な理由なく、財産やサービス、各種機会の提供を拒否すること、または、時間帯や場所などを制限すること、障害者でない者には付さない条件を障害者にのみ付することをいう。これらによって、障害者の権利、利益を侵害する。これが「不当な差別」だとされている。

ここでポイントとなるのが、「正当な理由」ということである。正当な理由なく、サービスの提供や、時間帯、場所の制限をしてはいけない。では、正当な理由というのはどのような場合があるのか。拡大解釈されてしまうと、結果的にどんな場合にも、障害者と健常者を区別していいということになってしまいがちである。そこでガイドラインの中では、正当な理由というのかなり狭く限定している。ガイドラインによる正当な理由がある場合というのは、客観的に見て目的が正当であって、目的達成の手段としてやむを得ない場合、そのような場合でしか正当性は基礎づけられないということになっている。「客観的に見て」ということは、誰が見ても目的が正しく、この正しい目的達成の手段として、必要やむを得ない場合、このような場合は、障害者と健常者を区別していいが、そうでなければ一緒に扱わなければいけないというものが、この法律である。これは結構厳しいと言わ

ざるを得ない。

次に一つ事例を書いてみた。皆さんも、自分はどのように考えるかということを書いて聞かせてほしい。

私は全盲の視覚障害者です。あるとき、アパートを借りたいと思って不動産屋さんに行きました。ところが不動産屋さんでは「火が出たら危ないから」、「段差があって危ないから」などの理由でお部屋を紹介してくれませんでした。このようなことが許されるのでしょうか？

こういった事例である。実際にこれはよくあるケースである。私自身にもあった。大学に入って下宿を探したいと思ったら、「火が出たら危ない」、「段差があって危ない」と言って断れてしまうわけである。さて、先ほど申しあげた不当な差別の考え方からして、これは許されるのか。結論的に言うと、私はこの事例は許されないだろうと思うわけである。

不動産屋がアパートを紹介しないというのは、サービスの提供の拒否に当たる。では、こういったサービスの提供の拒否が許される場合というのは、先ほど「正当な理由がある場合だ」と申しあげた。「火が出たら危ない」、「段差があって危ない」というのは、正当な理由に当たるのだろうか。これは、「当たらない」というのが私の理解である。私もしつこいので、東京消防庁に電話をしてみた。「視覚障害者、障害者が火事を出しやすいというデータはあるのか」と聞いたら、「そんなデータはない」と言われた。むしろ障害者は、かえって慎重なので、火事を出しにくいと言うこともできるのではないかと言った。したがって、「火が出たら危ない」「火事を出しやすい」という理由で断るとすれば、これは不動産屋側の偏見、あるいは無理解によるものである。正当な理由とは言えないのではないかと思う。また「段差があって危ない」というのもよくある理由だが、これも視覚障害者のことをあまりよく知らないということが原因になっている。視覚障害者も、初めて行った場所に段差があると、ときどき危ないと感じることもあるが、自分の家に段差があったとしたならば、すぐにその段差の場所を覚えてしまう。そして、段差が目印となって返って便利ということもある。したがって、「段差があって危ない」と言い、アパートを紹介しないというのは正当な理由とは言えない。だが、世の中の差別というのは、だいたいこういうものである。健常者が障害者のことをよく知らないことが原因である。障害者は、健常者よりも火事を出しやすいのではないか、段差があったら危ないのではないかといった思い込みから差別をしてしまっている。これがほとんどだと思う。

では、解決するにはどのようにしたらいいのか。それは、今日のテーマである「対話」が重要である。まずは健常者の側から障害者に聞いてみるといい。「火は使うのか？ガスは

使うのか?」「段差があるが大丈夫か?」と聞いてみるのが重要である。障害者の側も、もちろんちゃんと答えなければいけない。例えば「火はIHにするから大丈夫なんですよ」、「ちゃんと生活訓練で火を扱う訓練もしているから大丈夫ですよ」と健常者を安心させることもできる。「段差があつたって、足は十分健康なので大丈夫ですよ」という答えをする必要があるかもしれない。このように、対話を通じて、お互いの理解を深めていくことが大事である。おそらくこの「対話」でしか差別というのはなくなる。法律ができたとしても、一気に差別がなくなることはない。せいぜい法律ができることは「対話を促す」ということだと思う。このような個々の対話でしか、差別はなくなると私は思っている。

3 合理的配慮の提供

次に合理的な配慮についてもお話したい。合理的な配慮の対象は、やはり行政機関と民間事業者である。行政機関や民間事業者は、障害者が求めた場合には過重な負担とならない限り、必要かつ合理的な配慮を行わなければいけないことになっている。合理的な配慮というのは、なかなか一義的に定義をすることが難しいので、ガイドラインの中では具体的な例がいくつか示されている。例えば、車いす利用者のために入口の段差に携帯式のスロープを渡す、高いところの商品は手で取って渡すという配慮、このような物理的環境への配慮が一つの合理的な配慮の例である。また筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーションや分かりやすい言葉を使って説明するなどの会話への配慮、意思疎通への配慮も重要な合理的な配慮とされている。また、障害の特性に応じて、休憩時間を調整するなどルールや慣行の柔軟な変更も合理的配慮に当たる。ルールや決まりを機械的に適用するのではなく、障害の状態に応じて変更していくことが必要だとされている。このように、物理的な環境への配慮、意思疎通の配慮、ルールや慣行の柔軟な変更、これらを障害者からの申し出に対応して行わなければいけない。それが社会の義務であり、民間事業者の義務なのだという事になっている。

ところで、合理的な配慮とバリアフリーというのは、非常に似ているが、別の物である。バリアフリーというのは、不特定多数の障害者や高齢者の利便性を高めるための取り組みで、たとえ障害者からの申し出があろうがなかろうがやらなければいけない社会の最低基準である。バリアフリーのルールの中に、1日3,000人以上利用客のいる駅は必ずバリアフリーにしなければいけない、不特定多数が利用する床面積2,000㎡以上の建物は必ずバリアフリーにしなければいけないというような決まりがある。たとえその駅や建物を障害者が使っていてもいなくても必ず行わなければいけない。このような社会の最低基準を作って社会の底上げを図っていく。しかし、どうしても残ってしまうバリアというのがあ

合理的な配慮は、そのように残ってしまったバリアを、障害者からの個別の申し出に対応するかたちで無くしていく。不特定多数を対象とするバリアフリーと個別に具体的な申し出に対応する合理的な配慮は、これが言わば車の両輪である。

合理的な配慮は、障害者からの申し出に対応すると言った。だが、場合によっては、障害者からの申し出に対応できないこともある。知的障害があったり、精神障害があつて自分から申し出ることができない場合、あるいは、私の場合もそうだが、例えば銀行や駅に行ったとしても、行員さんや駅員さんがどこにいるかわからず、助けを求めることができない場合がある。このような場合には、駅員さんや行員さんのほうから声をかけていただきたい。障害者から申し出がなかったから何もしなくていいんだと思わずに、何か手助けが必要そうな方を見つけたら、ぜひ積極的にサービス提供者の側から声をかけていくことも必要ではないかと思う。

ところで、障害者が求めた配慮は何でも行わなければいけないのかということ、さすがにそこまでは求められていない。障害者が求めた配慮が過重な負担である場合には提供しなくても構わないということになっている。

もっともこの「過重な負担」というのも抽象的で、どういった場合が過重なのかわかりにくい。そこでガイドラインの中では、①「事務、事業への影響の程度」、②「実現可能性の程度」、③「費用、負担の程度」、④「事務、事業規模」、⑤「財政、財務状況」の5つの要素を総合的に考慮することになっている。こういった要素を総合的に勘案して、過重な場合には行わなくてもいいということになっている。

だが、障害者が求めた配慮が過重だからやらなくていいとなったとしても、そこで終わってしまつては困る。障害者が求めた配慮はできないが、なにか別の手段がないか、代替手段がないだろうかということを考えていただきたい。例えば、車いすを利用されている方が銀行に来られたとして「エレベーターを付けてくれ、それが合理的な配慮なんだ」と言ったとしても、すぐに対応することはできない。そこで、エレベーターがなくても、2階に上がることは何かできないか、お手伝いできないか、代替手段がないだろうかということ、対話を通じて考えていただきたい。これが重要である。ガイドラインの中では、建設的対話という言葉が出てくる。おそらく皆さんは今日の私の講演をあらかたお忘れになると思うが、一つだけ言葉として記憶していただきたいと思うのがこの「建設的な対話」である。障害者と健常者の間の「建設的対話」が差別解消や合理的な配慮の一番の肝だと私は考えている。

合理的な配慮を説明するときに、私は子供の頃によく遊んだ砂場遊びを思い出す。私は砂場の真ん中に山を作り、その山の両側から友達と穴を掘って行って、一本のトンネルを完成させる。そんな遊びが好きだった。合理的な配慮というのは、この砂山遊びに似てい

る。砂場の真ん中にある大きな山場は、社会の中にある様々なバリアである。このバリアに穴を掘って、バリアを抜けていくためには、障害者の側からもちゃんと穴を掘る必要がある。自分の障害について分かりやすく伝えること、そして、どのような配慮を必要としているかを分かりやすく伝えること、そういった努力が必要である。一方で、健常者の側からも、ちゃんと穴を掘っていく必要がある。障害者が求めた配慮ができるだろうか。できなかつたら、何かほかの手段がないだろうか、それを真摯に考えることが大切である。このように、障害者の側と健常者の側、両方から穴を掘っていかないと、トンネルが完成しない。そしてバリアを抜けていくことができないのだ。さてここでもう一つ事例を書いてみた。

私は車いすを使って生活をしている。あるとき、人気の隠れ家風レストランに行こうと思いました。しかしそこは2階にあるお店で、エレベーターが付いていませんでした。そこで店員さんに、2階に上がる手伝いをしてほしいと申し出たのですが、「今店員が2人しかいなくて、助けられません」と言って断られてしまいました。このようなことが許されるのでしょうか。

車いすを利用されている方が、人気の隠れ家風レストランに行こうと思った。そこは2階にあるお店でエレベーターが付いていなかった。そこで店員さんに頼んで、2階に上がるため、手伝いをしてほしいと言ったところ、「今、店員が2人しかいなくて手が離せない」と言って断られてしまった事例である。これは、もしかするとピンと来た方がいるかもしれない。数年前に、先天性四肢切断という病名を患っている乙武さんがTwitterに投稿して、ネットが炎上した事例を基にしている。これは合理的な配慮や過重な負担を考えるうえでは非常に良い事例だと思う。結論的に言うと、私としては、これは合理的な配慮の義務を尽くしていないという感じがする。なぜなら、全く対話がないからである。「2階に上がる手伝いをしてほしい」と言われたときに、お店の側としてはいろいろな努力ができたはずである。「今、忙しくて手が離せないから20分待っててください。そうしたら手が空きますから行きますよ」といった代替手段を提案することもできた。場合によっては、ほかのお客さんに協力を求めることもできたかもしれない。「ちょっと今、店員さんの手が離せないの、ほかのお客さんに手伝ってもらってもいいか」とそのような一言で誰かの手助けを受けることもできたかもしれない。また一方で、障害者側ももうちょっと努力があっても良かったのではないかという気もする。例えば、予約をするときに、「自分は車いすだから手助けが必要なんですよ」ということを伝えておけばスムーズだったかもしれない。または、別に店員さんだけに頼む必要はないので、近くを通りかかった歩行者に声をかけ

て、「誰か手伝ってくれる方いませんか」と言ったら、みんな喜んで手伝ってくれたのではないだろうか。このように合理的な配慮というのは、「こういう場合には必ずこういうことをしなさい」ということが予め決まっているものではなくて、その場その場で、対話を通じて見つけていくものなのである。

日本人は、おそらくその場で臨機応変に対応していくことが苦手である。マニュアル化されていればきちんとできるのだが、マニュアルがない状態で、自ら現場で対応しなければいけないということは苦手かもしれない。だが、法律はこの合理的配慮を求めているわけである。実はこれは日本社会を変えるきっかけ、突破口になるのではないかと私は楽しみにしている。

日本の社会の中には、障害者だけではなくて様々な配慮を必要としている存在がいる。外国の方だったり、あるいは幼児を連れてたご両親だったり、ご高齢者だったり、様々な配慮を必要としている方たちがいる。障害者に対する合理的な配慮、対話を通じて見つけていかなければいけない合理的な配慮を突破口として、社会の中でそのような対話が様々な生まれるのではないかと、そうしないと社会としては、これからもう成り立たなくなってしまっているのではないかと感じている。最初のうちは、この「合理的な配慮」が非常に面倒くさくて嫌だと思えるかもしれない。しかし、この「合理的な配慮」をきっかけとして、社会の中に様々な対話が生まれ、必要な配慮を求めている方がいたら、対話を通じて、いろんな人が自ら手助けができるような環境になっていけばいいと思う。

参考資料として、金融庁から各金融機関に対して出されている合理的配慮や差別の指針を示した「対応指針」、金融庁の主要行向けの総合的な「監督指針」を付けている。この監督指針は結構良くできている。非常に内容が多岐にわたるが、視覚障害者の観点からすると、やはり代筆・代読に関しての内規をきちっと定めて、内規に従った運用をすることというのが定められている。これは重要だと思う。また、今日的にはポイントとして、インターネットバンキングが挙げられる。視覚障害者の中には日常生活において、インターネットバンキングが使いなくて大変不便を感じている方がいる。このあたりがやはりポイントになってくる。

■最後に

以前私が聞いてとても感銘を受けた言葉をご紹介したい。それは「心はどこにあるのか」という話である。ある精神科のお医者さんと話をしている際に、「心はどこにあるのでしょうか」という話になった。私は、「頭かな、心臓かな」と考えたのだが、このお医者さんはこんなことをおっしゃったのである。「心というのは、もともと身体のどこかにあるのではなくて、あなたが誰かのことを思ったり考えたりしたときに、あなたとその相手の間に生

ずる感覚。生ずる作用。それが心なのだ」とおっしゃった。これはとても含蓄が深い言葉だと思う。

私達は、自分と立場の違い存在に会ったときに、どうやってコミュニケーションを取っていいのだろうか、どうやって話しかけていいのだろうかと悩むことがある。それは、外国人だったり、健常者にとっての障害者だったりするかもしれない。そんなときには、この言葉が一つのヒントになると思う。まずは相手のことを思いしてみる。相手のことを考えてみる。そうすると、皆さんとその相手の間に一つの心が生じて、心がいろいろなことを感じるようになるのではないかと思う。そして、自分のことを翻って見ると、相手のことを思ったり考えたりしたことによって、自分は一つ新しい心を手に入れることができている。人と人の関係というのは、なんだかそんなところがある。誰かのことを思えば思うほど、考えれば考えるほど、自分の心が豊かになっていくのだ。そんな関係が人間関係なのではないか。

今日聞いてくださった皆さんが、さらにたくさんの方のことを思って、たくさんの方のことを考えて、そしてさらに豊かな心を手に入れていただきたい。そんな皆さんが働く銀行業界が、さらに豊かな文化、多様性を育む文化の拠点となっていいただきたい。そんな願いを込めて、私の講演を終わりにしたい。